入　札　公　告

令和8年度　市立病院ベッド関連機器一式の購入における入札について、条件付き一般競争入札を行うので次のとおり公告する。

令和８年11月18日

有田市長　　玉木　久登

１　入札に付する物品の概要

(1)購　入　物　品	市立病院ベッド関連機器一式
(2)物　品　の　仕　様	別記仕様書のとおり
(3)納　入　期　限	令和９年２月 26 日まで
(4)予　定　価　格	非公開
(5)最 低 制 限 価 格	無
(6)契　約　の　保　証	無
(7)入 札 参 加 形 態	単体
(8)契約不適合責任期間	検収完了後１年間（ただし、受注者の故意又は重大な過失により生じたものであるときは、民法の定めるところによる。）
(9)議　会　の　議　決	無

２　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる全ての要件を満たしていること。

ア　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

イ　有田市物品の購入及び役務の提供に係る入札参加資格審査要綱（平成12年有田市訓令第13号）第５条第２項に基づく入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

ウ　会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更正手続又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。

エ　この入札に参加しようとする者との間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

（ア）　資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

①　子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合

②　親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

（イ）　人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

①　　一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあっては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

②　　一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第２項又は会社更生法第67条第１項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

③　一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

（ウ）　その他入札の適正さが阻害されうると認められる場合

① 複数の単体企業により構成される組合等（以下「組合等」という。）とその組合等を構成する単体企業の場合

② その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

オ 和歌山県より、和歌山県物品の購入等に係る入札参加資格停止要領に基づく入札参加資格停止を受けている期間中でない者であること。

カ 有田市より入札参加資格停止を受けている期間中でない者であること。

キ 有田市建設工事等契約に係る入札参加資格停止等の措置要綱(平成20年有田市訓令第２号)に基づく入札参加資格停止を受けている期間中でない者であること。

ク 有田市建設工事等暴力団排除に関する措置要綱(平成22年有田市訓令第47号) 別表第２左欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しない者であること。

3 入札参加手続き等

⑴ 本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続き等は要しない。

⑵ 仕様書等は、入札参加希望者に無料で次により交付する。

ア 仕様書等配布願受付期間

令和８年 11 月 18 日(水)から令和８年 11 月 26 日(木)まで

イ 交付場所

和歌山県有田市箕島５０
有田市役所経営管理部財政課管財係
電話番号 ０７３７－２２－３７５０(管財係直通)
ＦＡＸ ０７３７－８２－１７２５
e-mail kanzai@city.arida.lg.jp

ウ 交付方法

仕様書等の配布は次の①又は②にて行う。ただし、本入札に参加するために必要な要件を満たさないことが明らかな者には配布しない。

① 仕様書等配布願（別記第１号様式）に必要事項を記入し、未使用のＣＤ-Ｒ（書き換えが可能なＣＤ－ＲＷは不可。）をイの場所まで持参すること。

② 仕様書等配布願（別記第１号様式）に必要事項を記入し、イの宛先まで、電子メール（ＰＤＦ）にて提出した者に、電子メールで送信する。なお、提出した場合は、提出後、イの宛先に到着確認の電話をすること。

なお、有田市の休日を定める条例（平成３年有田市条例第 23 号）第１条に規定する市の休日の配布は行わない。

⑶ 仕様書等に対する質問及び回答

ア 受付期間 令和８年 11 月 26 日（木)まで
受付期間最終日は午後４時までとする。

イ 受付方法 実施要領に定める質問書により、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。
なお、提出した場合は、提出後、ウの受付場所に到着確認の電話をすること。

ウ 受付場所 和歌山県有田市箕島５０
有田市役所経営管理部財政課管財係
電話番号 ０７３７－２２－３７５０(管財係直通)
ＦＡＸ ０７３７－８２－１７２５
e-mail kanzai@city.arida.lg.jp

エ　回 答 日　令和８年 11 月 30 日(月)

オ　回答の閲覧方法　有田市ホームページ内に掲載する。

（有田市ホームページ　https://www.city.arida.lg.jp/）

⑷　現場説明会は、行わない。

4　入札等

⑴　入札書提出期間及び提出先

ア　提出期間　令和８年 12 月 1 日(火)から令和８年 12 月 8 日(火)

イ　提 出 先　〒６４９－０３９９

日本郵便株式会社　箕島郵便局留

有田市役所経営管理部財政課管財係　行

⑵　入札書等の提出について

ア　入札書等は、次の方法により郵送で提出すること。

（ア）　封筒に入札書を入れ、封筒の表面に開札日、購入物品名、入札者の商号又は名称、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号、ファクシミリ番号及び電子メールアドレス)を記載すること。

（イ）　入札書等は、一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により、郵送すること。

（ウ）　入札書等は、提出期間内に到達するように郵送すること。

イ　提出期間以外で到達した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。

ウ　一度提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は認めないものとする。

エ　入札書には、当該物品の購入にかかる費用（設置費用、その他仕様書等に記載する一切の経費、また、別記仕様書に記載がなくとも本物品を納入する際に当然必要と思われる事項に係る経費を含む。）を積算し、積算した総額の 110 分の 100 に相当する金額を記入すること。

⑶　入札書等の不受理について

次のいずれかに該当する入札書等は、不受理とし、入札書等不受理通知書（別記第３号様式）を添えて当該入札者に普通郵便で郵送するものとする。

ア　第４項第２号ア（イ）に規定する郵送方法以外の方法により提出された入札書等

イ　入札公告に示す提出期間によらない入札書等

ウ　封筒表記の宛先、開札日、購入物品名のいずれかが未記載等により意思表示が明確でない入札書等

エ　封筒表記の入札者の商号又は名称が記載されていない入札書等

オ　封筒に開札日、購入物品名又は入札者の商号若しくは名称のいずれかが複数記載されている入札書等

⑷　入札の無効について

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア　同一人が２通以上の入札をした場合のそのいずれもの入札

イ　金額の記入がない入札書による入札

ウ　金額を訂正した入札書による入札

エ　入札書の購入物品名が入札公告と一致しない入札書による入札

オ　入札書の購入物品名、商号若しくは名称、住所又は代表者名のいずれかが記載されず、若しくは記載に誤りがある入札書による入札

カ　誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書による入札

キ　明らかに談合その他の不正な行為によってされたと認められる入札

⑸　失格について

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア　虚偽の必要書類を提出した者

イ　アに掲げるもののほか、入札公告において示した入札条件に違反して入札を行った者

5　開札等に関する事項

⑴　開札は公開とする。

ア　開札日時　令和８年 12 月 9 日(水)　午後１時 30 分

イ　開札場所　和歌山県有田市箕島５０

有田市役所 設備棟多目的室

⑵　落札予定について

落札予定日　令和８年 12 月 10 日(木)

⑶　入札結果の公表

落札決定の翌日

⑷　公表方法

開札状況及び入札結果は、有田市ホームページ内に掲載する。

(有田市ホームページ　https://www.city.arida.lg.jp/)

6　落札者の決定方法

⑴　有田市財務規則（昭和 55 年有田市規則第 1 号）第 107 条の規定により定められた予定価格（消費税及び地方消費税を除く。）の制限内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

⑵　入札執行者は、⑴の落札者に該当する者が２人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、当該者がくじ引きに参加できないときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定するものとする。

上記の他、資格審査を実施するために追加の書類の提出を求める場合がある。また、提出の求めに応じなかった場合は失格とすることがある。

入札参加資格の結果、本件入札の参加資格を満たさないと判断された場合は、次順位者の入札参加資格審査を実施する。

7　留意事項

⑴　入札参加者が１者のみであっても入札を行うものとする。